

健発 1222 第 2 号  
令和 3 年 12 月 22 日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令の公布について (公布通知)

本日、狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令 (令和 3 年政令第 338 号) が公布されたところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係機関等 (都道府県にあっては管内の市町村を含む。) へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮願います。

記

1 改正の趣旨

- 狂犬病予防法 (昭和 25 年法律第 247 号。以下「法」という。) 第 4 条第 1 項において犬の所有者は、犬を取得した場合、その犬の所在地の市町村長に登録の申請を行うこととされている。
- また、法第 4 条第 4 項の規定により当該登録情報に変更が生じた場合や犬が死亡した場合、犬の所有者は所在地の市町村長に届け出ることとなっており、原簿の登録情報を適正に管理することとしている。
- 他方で、令和元年地方分権改革に関する地方からの提案では原簿の登録内容と実情に乖離があり、法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により登録を受けた犬について、その犬の所在が不明である場合等に市町村長が職権により犬の登録を削除できる必要性があるとされたため、犬の登録原簿の内容をより適正なものとするができるようにするために改正を行う。

- なお、原簿の登録内容の管理については、法第4条第4項の規定による犬の所有者の届出により行われるべきものであるため、各地方自治体におかれては、犬の所有者に対して原簿の登録内容に変更等があった場合には適時適切に届け出るよう獣医師会等の関係機関とも連携して、引き続き、周知に努められたい。

## 2 改正の内容

市町村長は、法第4条第1項及び第2項の規定により登録を受けた犬について、以下のいずれかに該当する場合には、その犬の登録を削除することができることとする。

- ① その犬又はその犬の所有者の所在が判明しない場合
- ② その犬が本邦以外の地域に所在することが明らかな場合
- ③ その他、特別の事情があるため、その犬の登録を削除することが適当であると認める場合

## 3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年十二月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百三十八号

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 市町村長は、法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その犬の登録を消除することができる。

一 その犬又はその犬の所有者の所在が判明しない場合

二 その犬が本邦以外の地域に所在することが明らかなる場合

三 前二号に掲げる場合のほか、特別の事情があるため、その犬の登録を消除することが適当であると認める場合

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之  
内閣総理大臣 岸田 文雄

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録の消除）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2  市町村長は、法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その犬の登録を消除することができる。</p> <p>一  その犬又はその犬の所有者の所在が判明しない場合</p> <p>二  その犬が本邦以外の地域に所在することが明らかなる場合</p> <p>三  前二号に掲げる場合のほか、特別の事情があるため、その犬の登録を消除することが適当であると認める場合</p>	<p>（登録の消除）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（新設）</p>